

## 第 33 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 4 月 25 日（火）午前 9 時 30 分から 10 時 17 分
2. 開催場所 研修センター 1 階東側会議室
3. 出席委員

会長	5 番	戸石 助美			
会長職務代理者	7 番	石堂 かよ子			
委員	1 番	寺田 誠	2 番	池亀 昭次	
	3 番	中里 安男	4 番	古市 道則	
	6 番	中峰 義哉	8 番	西田 暁	
	9 番	高田 照美	10 番	白川 秋信	
	12 番	小山 重和			
4. 欠席委員
5. 議事日程
  - 第 1 議事録署名委員の指名
  - 第 2 議案協議
    - 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 24 年度第 5 号農用地利用集積計画書の一部変更に対する意見決定について
    - 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 29 年度第 33 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について
    - 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
    - 議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨を通知することの承認について
    - 議案第 5 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について
    - 議案第 6 号 農地法第 4 条の規定による許可後の計画変更申請について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	古市 義朗
農地振興係長	河野 彰子
農地振興係主任	日高 隆一郎
【総合農政課 農業再生対策係長	鮫島 幸紀】
7. 会議の概要

事務局 本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立している

ことを報告いたします。

議長 長 ただ今から、第 33 回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 長 日程第 1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 7 番、石堂 かよ子 委員。8 番、西田 暁 委員を指名します。

議長 長 日程第 2、(議案協議) 議案第 1 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 24 年度第 5 号農用地利用集積計画書の一部変更に対する意見決定について、を議題にします。

なお、整理番号 7 番において、石堂委員が農業委員会法第 24 条 議事参与の制限に該当することになりますので、退席をお願いします。

(石堂 かよ子 委員、退場)

議長 長 それでは事務局より、議案第 1 号 整理番号 7 番の説明を先にお願いたします。河野係長。

事務局 議案第 1 号について説明いたします。

議案第 1 号は、農用地利用集積計画の一部変更(賃借権 7 件の内 1 件)について承認を求めるものでございます。

資料は 2 ページの番号 7 に関するものです。

7 番が、平成 27 年度第 8 号にて承認されました、平成 27 年 3 月 31 日付け公告の一部変更について、貸す人・A。借りる人・B の案件であります。

3 ページの農用地利用集積変更計画総括表のほうは、一番下の段になります。

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日の 5 年間を設定期間とする、田 ●●㎡ を平成 29 年 3 月 2 日に合意解約、理由は農地中間管理事業に載せ替えのため、合意解約するものです。

資料 5 ページをお開きください。変更計画内訳書について説明します。

整理番号 7 番は、利用権設定をする者は、南種子町○○××番地 A。利用権設定を受ける者は、南種子町○○××番地 B。

土地の所在は、南種子町○○字△△××番 外 1 筆。

現況地目は 田、面積は 2 筆合計で、●●㎡ であります。

取消しの理由については、農地中間管理事業に載せ替えのため、合意解約するものです。資料の 11 ページに、合意解約書の写しを添付しておりますので、お目通しをお願いします。

以上、説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
議長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号 整理番号7番については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第1号 整理番号7番については、原案のとおり決定いたしました。

石堂委員の入場を求めます。

(石堂 かよ子 委員、入場)

議長 引き続き事務局より、議案第1号 整理番号1番から6番の説明をお願いいたします。河野係長。

事務局 議案第1号は、農用地利用集積計画の一部変更(賃借権7件の内残り6件)について承認を求めるものでございます。

資料は2ページの番号1から6に関するものです。

なお、番号4番を除く1・2・3・5・6番につきましては、平成24年度から平成26年度にかけて農業経営基盤強化促進法で農用地利用集積計画により公告が行われたものであります。今回、〇〇地区のほ場整備事業に伴うもので、農地中間管理事業に載せ替えを行い、〇〇地区の中心経営体の方へ農地集積を目的としたものですので、関連がありますのでまとめて提案させていただきます。

整理番号4番を除く整理番号1番から6番については、平成24年度第5号にて承認されました、平成24年6月29日付け公告の一部変更について、貸す人・C。借りる人・Dの案件 外4件であります。

3ページは農用地利用集積変更計画総括表です。

公告年月日が平成24年6月29日、平成24年7月1日から平成29年6月30日の5年間を設定期間とする、田 ●●㎡を平成29年3月2日に合意解約、理由は農地中間管理事業に載せ替えのため、合意解約するものです。2行目以降については、お目通しをお願いいたします。

資料4ページをお開きください。変更計画内訳書について説明します。

利用権設定をする者は、南種子町〇〇××番地 C 外4名。利用権設定を受ける者は、福岡県福岡市〇〇—×× D 外4名。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番 外12筆。

現況地目は 田、面積は全体で、●●㎡であります。

取消しの理由については、農地中間管理事業に載せ替えのため、合意解約するものです。

資料6～11ページに、合意解約通知書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

なお、先ほど提案しました、Dについては、平成24年12月に福岡県のほうに転出がされていたようでございます。本来ならば、その時点で変

更届の申請をしなければならないところであったのですが、そのまま利用権設定を結んだままにしていたようでございます。

なお、現在まで兄の E さんが耕作を行っていたようでございます。

次に整理番号 4 番について、説明いたします。

平成 24 年度第 17 号にて承認されました、平成 25 年 2 月 28 日付け公告の一部変更について、貸す人・F。借りる人・G の案件であります。

3 ページの農用地利用集積変更計画総括表のほうは、上から 4 行目になります。

公告年月日が平成 25 年 2 月 28 日、平成 25 年 3 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日の 5 年間を設定期間とする、畑 ●●㎡ を平成 29 年 3 月 2 日に合意解約、理由は農地中間管理事業に載せ替えのため、合意解約するものでございます。

資料 4 ページをお開きください。変更計画内訳書について説明します。

利用権設定をする者は、南種子町〇〇××番地 F。利用権設定を受け  
る者は、南種子町〇〇××番地 G。

土地の所在が、南種子町〇〇字△△××番の 1 筆。

現況地目は 畑、面積は ●●㎡ であります。

取消しの理由については、農地中間管理事業に載せ替えのため、合意解約するものでございます。

資料 9 ページに、合意解約通知書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、1 号議案について承認を求めるものでございます。よろしく願  
いいたします。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
議 長 ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 1 号 整理番号 1 番から 6 番につ  
いては、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたしま  
す。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 1 号 整  
理番号 1 番から 6 番については原案どおり決定いたしました。

議 長 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平  
成 29 年度第 33 号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定につ  
いて、を議題にします。

なお、整理番号 2 番において、古市委員が農業委員会法第 24 条 議事  
参与の制限に該当することになりますので、退席をお願いします。

(古市 道則 委員、退場)

議 長 それでは事務局より、議案第 2 号 整理番号 2 番の説明を先にお願  
い

たします。河野係長。

事務局

議案第2号（整理番号2番）についてご説明いたします。

議案第2号（整理番号2番）は、農用地利用集積計画の承認について、平成29年4月28日を公告日とする農用地利用集積計画（賃借権3件の内1件）を定めたいので承認を求めるものでございます。

資料15ページをお開きください。先ず、賃借権1件について、説明いたします。利用権設定の総括表です。

公告日は平成29年4月28日で、期間の始期を平成29年5月1日から終期が平成34年4月30日の5年間存続が1件で、畑2筆で面積が●●㎡の申請であります。

次は16ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

整理番号2番。貸す人が鹿児島市○○××番地のHで、借りる人は南種子町○○××番地Iです。

土地の所在は、○○字△△××番 外1筆。

全体で、畑が2筆、●●㎡、ロベで賃借料口座振り込みで○○円、5年間の新規設定となっております。この畑には、既にロベが植栽されており、所有者の親御さんが出荷を行っていたところですが、現在利用されていない状況であり、I氏が有効利用したいという申し出があったところです。

なお、個別の資料については18ページ・19ページに添付してありますので、お目通しをお願いいたします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

1件について、承認を求めるものです。よろしく申し上げます。

議長  
議長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「ありません。」の声あり）

（「あります。」の声あり）

議長  
9番委員

はい、高田委員。

この案件につきましては、賃借料が割高といいますか、普通○○円でありますけれども、○反歩に対して3倍の反当○○円ということで、中身を聞けばロベの植栽をされているということで、また同じ時期に先農家が借りるということで、こういうふうな単価になっているのかなというふうに思いますが、これは毎年この金額、反当○○円での契約になるのでしょうか。ご説明をお願いします。

議長  
事務局

はい、事務局。

毎年、反当○○円の○○円を支払うということで、確認が取れておりま

す。

議長 よろしいですか。ほかにありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号 整理番号2番については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第2号 整理番号2番については、原案のとおり決定いたしました。

古市委員の入場を求めます。

(古市 道則 委員、入場)

議長 引き続き事務局より議案第2号 残る案件について説明をお願いいたします。河野係長。

事務局 議案第2号は、農用地利用集積計画の承認について、平成29年4月28日を公告日とする農用地利用集積計画(賃借権残り2件・農地中間管理権25件)を定めたいので承認を求めるものでございます。

資料15ページをお開きください。先ず、賃借権残り2件の利用権設定の総括表です。

上段が、公告日は平成29年4月28日で、期間の始期を平成29年5月1日から終期が平成32年4月30日の3年間存続が1件で、畑 ●●㎡の申請であります。

下段が、公告日は平成29年4月28日で、期間の始期を平成29年5月1日から終期が平成34年4月30日の5年間存続が1件で、畑 ●●㎡の申請であります。

16ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

今回、利用権設定をする方は、南種子町○○××番地のJ 外1件で、利用権設定を受ける方は、南種子町○○××番地のK 外1件です。

現況は、畑が全体で3筆の●●㎡です。整理番号1番が設定期間は、3年間で、整理番号3番が設定期間は、5年間です。

個別の資料については17ページと20ページに字図を添付してありますので、お目通しをお願いします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

事務局 続いて、資料21ページをお開きください。農地中間管理権の総括表で  
ございます。

公告日は平成29年4月28日で、期間の始期を平成29年6月1日から終期が平成34年5月31日の5年間存続が8件で、田 ●●㎡、畑が●●㎡の申請であります。

下段のほうで、期間の始期を平成 29 年 6 月 1 日から終期が平成 39 年 5 月 31 日の 10 年間存続が 17 件で、田 ●●㎡、畑 ●●㎡ の申請であります。

22 ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

利用権設定を受ける者が、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 で、利用権設定をする者は、南種子町○○××番地 L 外 24 名の方です。

個別の資料については 25 ページから 64 ページに添付してありますのでお目通しをお願いいたします。

26 ページのほうの合計のところになりますが、合計のカッコ書きのほうで 5 年間設定の合計になります。その合計の隣が 10 年間設定のほうになりますので、お目通しのほうをお願いします。

(以上 39 件の) 利用権設定を受ける者は、経営規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資すると認められ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、2 号議案について承認を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
議長 利用権の設定の件と中間管理権の件であります。何か質問等ないですか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第 2 号 残りの案件については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 2 号 残りの案件については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請（委員会許可）について、譲渡人・M、譲受人・N 外 2 件 を議題にします。

事務局より議案第 3 号の説明をお願いいたします。日高主任。

事務局 63 ページをお開きください。

議案第 3 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が 3 件です。

整理番号 1 番から、資料を読み上げます。

整理番号 1 番。譲渡人が南種子町○○××番地 M さん。譲受人が南種子町○○××番地 N さんです。

土地の所在が、○○字△△××番。地目は 田、地積は ●●㎡ です。

所有権移転で 売買及び経営拡大 によるものです。

この件につきましては、64 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は67 ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が南種子町〇〇××番地 M さん。譲受人が南種子町〇〇××番地 O さんです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 田、地積は ●●m<sup>2</sup>。

所有権移転で 売買及び経営拡大 によるものです。

この件につきましては、65 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は72 ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が南種子町〇〇××番地 P さん。譲受人が南種子町〇〇××番地 Q さんです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●m<sup>2</sup>。

所有権移転で 売買及び経営拡大 によるものです。

この件につきましては、66 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は77 ページから添付しています。

以上3件につきましては、4月10日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番・3番、寺田委員。

1番委員 1番についてですけれども、NさんとMさんですけれども、奥さんのほうがMさんと親戚関係でありまして、また水田のほうも、奥さんの名前でその近くにありまして、そこをかうことによって土地の集積が図られると思います。また、両方とも会社員で〇〇ですけれども、水田を中心に農業をするということで、今回の水田の買い手となっています。

昨日も現地調査に行ってきたけれども、もう既に水稲のほうはWC Sだと思いますけれども、作付けがなされておりました。そういう状態でございますので、効率的に利用できるものと思います。

それから3番のほうですけれども、Qさんでございますけれども、これは前の、Rさんという方が△△の5条申請で上がってきましたけれども、その奥のほうの残存している、Pさんの残った部分を買取りまして、そこでイモ等を耕作するということでもあります。Qさん 自体に土地はありませんけれども、これはこのSさんという、Qさんのお父さんと共同作業をするということで、そういう面から〇反ぐらい作っているということで、下限面積のほうは親子関係ということで、これはクリアするんじゃないかというふうに思っております。それから通路のほうも見てきましたけれ

ども、Rさんとは、娘婿でございます、家のほうからも行き来できるように通路が確保されております。ですから、そこも耕作できるものと思っております。以上でございます。

議 長  
9 番委員

整理番号 2 番、高田委員。

整理番号 2 番について、説明をしたいと思います。M さんから O さんへの農地の売買でございます。O さんも、この M さんの農地に隣接して田んぼを持っておりまして、まあこの田んぼを購入することによって、今持っている農地の中畦を崩すだけで 1 枚の田んぼになる、面積拡大が出来るということでの今回の購入であるようでございます。

事務局から説明がありましたように、今隣接地関係に害をもたらすということがなく、綺麗に農地を耕作しておりますので、何ら問題はないというふうに思います。

M さんにつきましては、もう 93 歳ということで後継者もないということで、今回隣接農地の方である O さんに購入をお願いしたら、購入をしていただけるということで、喜んでいるところでございます。以上です。

議 長  
議 長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。

ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第 3 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 3 号については原案どおり決定いたしました。

議 長

議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨を通知することの承認について、対象者・T 外 57 件を議題にします。

なお、整理番号 9 番において、中里委員が農業委員会法第 24 条 議事参与の制限に該当することになりますので、退席をお願いします。

(中里 安男 委員、退場)

議 長

それでは事務局より、議案第 4 号 整理番号 9 番の説明を先にお願いたします。河野係長。

事務局

議案第 4 号について説明します。農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨を通知することの承認についてです。資料は 83 ページからになります。

整理番号 9 番については、現地調査の結果、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨の決定をしたいので議決を求めるものでございます。資料は 84 ページの整理番号 9 番になります。

土地の所有者は、南種子町〇〇××番地 U さんです。

土地の所在は、〇〇字△△××番、畑 ●●m<sup>2</sup>。

この 1 筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判

断し、既に山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地でございます。

また、4月10日の現地調査において会長・高田農地部長・月担当委員・職員等で現地確認をしております。

以上承認を求めるものでございます。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第4号 整理番号9番について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第4号 整理番号9番については原案どおり決定いたしました。

中里委員の入場を求めます。

(中里 安男 委員、入場)

議長 引き続き事務局より、議案第4号 整理番号9番以外の説明をお願いいたします。河野係長。

事務局 引き続き説明します。整理番号9番を除く、整理番号1番から整理番号35番につきましては、南種子町〇〇××番地 T 外33件でございます。

土地の所在は、〇〇字△△××番、畑 ●●㎡ 外56筆。

地積の合計が、全体で ●●㎡ になります。

この57筆につきましては、本人からの問い合わせ等や利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

また、4月10日の現地調査において会長・高田農地部長・月担当委員・職員等で現地確認をしております。

(今回、提案させていただきまして57筆につきましては、)農地への復元が困難と判断できますので議決をお願いするものでございます。

以上承認を求めるものです。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第4号 整理番号9番以外について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第4号 整理番号9番以外については原案どおり決定いたしました。

議 長 議案第 5 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について、申請人・  
V 外 1 件を議題にします。事務局より議案第 5 号の説明をお願いします。  
(総合農政課) 鮫島係長。

農業振興係長 それでは議案第 5 号について、ご説明いたします。

議案第 5 号については、農業振興地域整備計画の変更に対して意見を求  
めるものであります。資料は 91 ページ目からになります。

今回の変更については、農用地区域への編入 1 件と、用途区分変更 1 件  
であります。

先ず、編入であります。申請者は V 氏 で、変更しようとする土地  
は、大字〇〇字△△××番であります。面積が●●アールでありまして、  
今回、平成 30 年度採択に向けて準備を進めております、農業競争力強化  
基盤整備事業 農地整備事業(経営体育成型)〇〇地区の整備範囲に含ま  
れる農地でありまして、周辺農地と一体とした土地改良事業を行うとい  
うことで、今回農用地として編入を行うということの変更であります。

次に、用途区分の変更であります。これについては、申請者は W さ  
ん でありまして、変更しようとする土地については、大字〇〇字△△×  
×番の一部であります。面積が●●アールの内●●アールでありまして、  
農業用倉庫を建設するため農用地から農業用施設用地への変更というも  
のであります。詳細については、資料をお目通し願います。

簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 5 号について、原案どおり決定するこ  
とに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どお  
り決定いたします。議案第 5 号については原案どおり決定いたしました。

議 長 追加議案第 6 号 農地法第 4 条の規定による許可後の計画変更申請に  
ついて、を議題とします。

事務局より追加議案第 6 号の説明をお願いします、日高主任。

事務局 別冊の資料をお開きください。

議案第 6 号は、農地法第 4 条の規定による許可後の計画変更申請につ  
いて審査を求めるものです。それでは資料を読み上げます。

整理番号 1 番。申請人が南種子町〇〇××番地 X さん。

この案件につきましては、平成 28 年 11 月 24 日開催の第 28 回定例総会  
議案第 4 号で承認され、平成 28 年 12 月 5 日付け指令南農委第 4 号 6 で許  
可したもので、今回「農地法第 4 条の規定による許可後の計画変更申請書」  
の提出がありました。

変更の内容について資料1ページをご覧ください。

転用計画の工事計画が、当初平成28年8月から平成28年9月までの2ヶ月でしたが、今回平成29年5月から平成29年7月までの3ヶ月。

資金は、建築費〇〇円で、全て自己資金によるものです。

転用目的としましては、当初農業用施設の堆肥場のみでしたが、今回堆肥ふるい場が追加されています。

面積につきましては、建築物として堆肥場●●㎡、堆肥ふるい場●●㎡の合計●●㎡、所要面積●●㎡です。

転用事由の詳細としまして、「堆肥場に隣接して堆肥ふるい場を設けるため。」とのことです。

参考資料は2ページから添付していますので、ご確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 古市委員、追加説明をお願いします。

4番委員 敷地の中の排水側溝の敷設というか、町道ということになっていますけど、私が現場を見たところ、側溝は準備されていて、町道の側溝にも接続しています。何らふるい場に対しては、敷地内の排水に関して問題ないと思われまます。よろしくをお願いします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
(「はい。」の声あり)

議長 はい、石堂委員。  
7番委員 えっと、工事計画が28年8月から9月ということで、もう既に過ぎた月なんですけれども、現在の状況を出来たら教えていただけますでしょうか。

議長 はい、事務局。

事務局 今回の工事計画についてですが、あの先ほどの説明で若干触れたんですが、農業委員会の定例総会、去年の11月24日の定例総会で案件が上がってきた関係なんですけど、既に建築がされていた追認案件で11月の総会で可決しています。もうその時には8月・9月で既に事業は実施されておりまして、今回変更で上がってきた理由については、申請人のほうから建築確認申請がおりなかったという旨の話がありまして、当初、追認で許可をした時には、補強することでもしかしたらクリアー出来るとか、まあ建設課サイドの話であって、農業委員会的には転用の関係でしたので、追認で許可をしたところでございます。

今回は、そういった建築確認申請がおりないということで今、既存の堆肥場を解体して、バラして再度木造で立て直すということで、それに併せ

て堆肥ふるい場を一緒に造りたいということだったので、あくまでこれについては、農地の転用に対してどうのこうのではなくて、事業の計画が変わるということについて、今回承認を得るものですので、よろしく願います。

議 長 石堂委員、よろしいですか。

7番委員 はい。

議 長 ほかにありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、追加議案第6号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。追加議案第6号については原案どおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。